

オピニオン

私の視

改正臓器移植法



つじ やすひろ 泰弘

参議院議員

改正臓器移植法がこの17日に施行された。私は改正が成立した昨年7月の通常国会で、参議院厚生労働委員長として委員会審議と本会議報告の任を担った。その立場にいた者として、今回の改正内容が、国会議員やマスコミを含め、国民に必ずしも正確に理解されていないのではないかと懸念している。

改正により、本人の意思が不明の場合でも家族の書面による承諾で臓器提供が可能となり、15歳以上という臓器提供の年齢制限が撤廃され、子どもの心臓などの臓器移植も可能となった。また、親族に対する臓器の優先提供の意思表示も認められ

「脳死は一律に死」は誤解

た。

同時に、改正では、「『脳死した者の身体』とは、その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であって脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定されたものの身体をいう」という規定から、「その身体から……者であって」の文言が削除されたが、この点についての大きな誤解が混乱を生むこととなった。

昨年7月の改正法成立時の新聞各紙には「『脳死は人の死』成立」という見出しが大きく掲載された。ある主要紙は「改正法は臓器提供の場合に限って脳死を人の死とする現行法の考え方を大きく変更するものだ」と解説し、別の主要紙は改正のポイントを「脳死は一律に人の死と位置づける」と明記した。し

かし、これらは全くの誤解に基づき、正確さを欠いた表現である。国会議員の中にも、このように誤解したうえで採決に臨んだ人もいたようである。

臓器移植法はあくまでも臓器移植について必要な事項を規定するものであって、それ以外のことについてまで律する法律ではない。「脳死した者の身体」に関する同法上の定義規定がいかに改正されようとも、「臓器移植の場合に限って脳死は人の死」の原則が「脳死は一律に人の死」へと根本的に変更されることはあり得ない。

また、改正臓器移植法は第6条第3項において、脳死の判定は、臓器移植を前提とした臓器の摘出の場合に限って行うことができる」と規定し、改正後においても、臓器移植の場合以外に脳死の判定を行う場合を広げて

はない。

これらは、衆議院の議員立法として提出された法案の解釈について責任ある立場の衆議院法制局による、以下の趣旨の国会答弁によっても裏づけられる。

「臓器移植法は、臓器移植の場面以外の場面に於いて、一般的な脳死判定の制度や統一的な人の死の定義を定めるものではない」「定義規定が適用される範囲は臓器移植の場合に限られる。この点は(文言削除の法改正によっても)変わらない」(昨年6月5日の衆議院厚生労働委員会)

改正臓器移植法は改正前と同様、臓器移植の場合のみ脳死を人の死とするものであり、「脳死は一律に人の死」とするものではない。正確な理解と認識の下に、今後の議論と対応が進められることを願う。